

5 事業用トラックドライバー 研修テキスト

危険物輸送の基本



※リチウムイオン電池
 第四類 第二石油類(非水溶性)

2 危険物の種類と指定数量

指定数量は、危険物の種類に応じて、下表のように定められており、指定数量の数値が小さいほど危険度が大きいといえます。

類	品名又は性質	数量	類	品名又は性質	数量
第一類	・第一種酸化性固体	50	第四類	・特殊引火物	50
	・第二種酸化性固体	300		・第一石油類 (非水溶性)	200
	・第三種酸化性固体	1,000		・(水溶性)	400
第二類	・硫化りん・赤りん	100		・アルコール類	400
	・硫黄	100		・第二石油類 (非水溶性)	1,000
	・第一種可燃性固体	100		・(水溶性)	2,000
	・鉄粉	500		・第三石油類 (非水溶性)	2,000
	・第二種可燃性固体	500		・(水溶性)	4,000
	・引火性固体	1,000		・第四石油類	6,000
第三類	・カリウム・ナトリウム	10		・動植物油類	10,000
	・アルキルアルミニウム	10	第五類	・第一種自己反応性物質	10
	・アルキルリチウム	10		・第二種自己反応性物質	100
	・第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10	第六類	・酸化性液体	300
	・黄りん	20			
	・第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50			
	・第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300			

注：第四類は数量単位がリットル、その他の類はキログラム

3 タンクローリーの貯蔵基準

タンクローリーの貯蔵基準として、次のことが定められています。

- ①タンクには、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類、品名及び最大数量を表示すること。
- ②タンクおよびその安全装置その他の附属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形、注入ホースの切損等による漏れが起こらないようにするとともに、タンクの底弁は、使用時以外は完全に閉鎖しておくこと。
- ③被けん引自動車に固定されたタンクに危険物を貯蔵するときは、被けん引自動車にけん引自動車を結合しておくこと。
- ④タンクコンテナ以外は、危険物を貯蔵した状態でタンクの積替えを行わないこと。
- ⑤タンクローリーには、完成検査済証、定期点検記録、譲渡引渡し届出書、品名・数量または指定数量の倍数の変更の届出書を備え付けること。



- ⑥アルキルアルミニウム、アルキルリチウム等の危険物を輸送する場合は、タンクローリーに緊急時における連絡先その他応急措置に関し必要な事項を記載した書類（イエローカード）及び総務省令で定める用具（防護服、ゴム手袋、弁等の締付け工具、携帯用拡声器）を備え付けておくこと。

5 タンクローリー以外の車両による輸送

危険物をドラム缶などの運搬容器に入れて、タンクローリー以外の車両で輸送する場合の積載方法や運搬方法については、消防法に定められた事項を遵守しなければなりません。

■積載方法

- ①危険物は、運搬容器に収納して積載すること。
- ②危険物は、危険物の品名、数量等を表示して積載すること。
- ③危険物が転落したり、危険物を収納した運搬容器が落下や転倒、破損しないように積載すること。
- ④運搬容器は、収納口を上方に向けて積載すること。
- ⑤危険物は、日光の直射や雨水の浸透を防ぐため有効に被覆するなど、危険物の性質に応じた防護措置を講じて積載すること。
- ⑥種類の異なる危険物や、災害を発生させるおそれのある物品と混載しないこと。
- ⑦危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合は、高さ3メートル以下とすること。

■運搬方法

- ①危険物または危険物を収納した運搬容器が著しく摩擦または動揺を起さないように運搬すること。
- ②指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、積替、休憩、故障等のため車両を一時停止させるときは、安全な場所を選び、かつ、運搬する危険物の保安に注意すること。
- ③指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、危険物に適應する消火設備を備えること。

■運搬容器の外部に表示する事項

- ・危険物の品名
- ・危険等級
- ・化学名
- ・第4類の危険物で水溶性のものは「水溶性」の表示
- ・危険物の数量
- ・収納する危険物に応じた注意事項

■混載してもよい危険物の組み合わせ

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
第1類		×	×	×	×	○
第2類	×		×	○	○	×
第3類	×	×		○	×	×
第4類	×	○	○		○	×
第5類	×	○	×	○		×
第6類	○	×	×	×	×	

*指定数量の10分の1以下の危険物については、この規制は適用されません。

- ④危険物の運搬中、危険物が著しくもれるなどの災害が発生するおそれのある場合は、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
- *原則として、1トンまたは1立方メートル（指定数量がこれを下回る場合は、指定数量）以上を輸送する場合は、イエローカードを携行しましょう。

標識の掲示

タンクローリーで危険物を移送するときや、指定数量以上の危険物をタンクローリー以外の車両で運搬するときは、0.3～0.4メートルの地が黒色の板に黄色の反射性の材料で「危」と表示した標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければなりません。



荷卸し立ち会いの確実な実施

危険物の荷卸しにあたっては、混油や誤注入、オーバーフロー等の事故を防止するために、荷卸しをする側と荷卸しを受ける側の双方の危険物取扱者が、危険物の油種、量、注入口、タンクの残量等をしっかりと確認し、静電気による災害等を防止する措置をとった上で行う必要があります。

